

重要事項説明書

社会福祉法人和仁福祉会
万石浦居宅介護支援事業所
0 2 2 5 - 2 4 - 3 5 1 3

重 要 事 項 説 明 書

1 事業の目的

社会福祉法人和仁福祉会が開設する万石浦居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営方針

- (1) 利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する居宅サービス等が、特定の種類又は特定の介護サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。
- (4) 市町村、医療機関、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合は、積極的に支援困難ケースを受け入れ、常に連携を図るよう努めます。

3 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 和仁福祉会
事業所名	万石浦居宅介護支援事業所
所在地	石巻市流留字沖 3 0 番地 3
電話番号	0225-24-3513
F A X	0225-25-3081
代表者名	理事長 齋 藤 仁 一
管理者	渡辺 輝行
介護保険指定番号	0470202748
通常の事業実施地域	石巻市全域、女川町

4 職員配置の状況

区分	勤務形態	主な職務内容
管理者	1 名（常勤兼務）	事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1 名（常勤兼務）	介護支援専門員の相談・指導にあたる。 適切な居宅介護支援の提供にあたる。
介護支援専門員	2 名（常勤兼務）	適切な居宅介護支援の提供にあたる。

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとします。ただし、12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までを除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。
24 時間体制	固定電話から携帯電話への転送による、常時連絡できる体制を整備しております。

6 居宅介護支援を担当する介護支援専門員

担当者氏名 渡辺 輝行 登録番号 第 04981261 号

7 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

- (1) 利用者から居宅介護支援の利用の申し込みを受け付けます。
- (2) 利用者の自宅を訪問し、心身の状態や生活環境等を確認し、可能な限り自宅で自立した生活が送れるよう、生活全般の解決すべき課題を把握・分析します。
- (3) 生活全般の解決すべき課題について利用者と家族の希望を考慮し、専門的な見地からの意見を求めるために、主治医や利用者と協議して、居宅サービス計画書の原案を作成し、サービス担当者会議を開催します。
- (4) 居宅サービス計画書に基づき、居宅サービスが計画的に提供されるよう調整します。
- (5) 居宅サービス提供後も、継続的に利用者の心身の状態や居宅サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画書の内容を変更します。

8 居宅サービスを受けるにあたっての留意事項

- (1) 利用者にお渡しした居宅サービス計画書の内容と異なるサービスを受けたい場合には、必ず担当の職員に連絡下さい。連絡がなくサービス提供を受けた場合には、利用者に一旦費用の全額を立て替えていただく場合もありますので注意して下さい。
- (2) 介護保険被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分に変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の内容に変更があった場合などには、必ず担当の職員にお知らせ下さい。

- (3) 医療機関に入院した場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院医療機関にお知らせ下さい。
- (4) 利用者は、介護支援専門員に対して、利用者が利用できる複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙 2 のとおりです。

9 居宅サービス計画書作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、居宅サービス計画書の作成以外に、利用者の依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者の依頼に基づき、関係市町村介護保険担当課窓口にて、要介護（支援）認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、利用者の介護保険被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) 利用者の依頼に基づき、関係市町村介護保険担当課窓口にて、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、利用者の介護保険被保険者証をお預かりすることになります。
- (3) その他、介護保険制度に関する相談に応じます。

10 利用料金、サービス利用割合

重要事項説明書別紙 1 および 2 を参照して下さい。

11 秘密保持

居宅サービス計画書を作成するなかで知り得た利用者や家族の情報は、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、居宅サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、居宅サービス事業者が利用者や家族の情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意をいただきます。

12 事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、又は事故が発生した場合、若しくはその他必要な場合は、速やかに家族の方に連絡するとともに、市町村及び主治医又は他の医療機関と連絡を取る等必要な措置を講じます。

13 虐待防止について

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長：湯田 耕至
虐待防止に関する担当者	担当者：渡辺 輝行

- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者に提供した居宅介護支援に関する相談や苦情及び居宅サービス計画書に基づいて提供した居宅サービスに関する相談や苦情の受付は、社会福祉法人和仁福祉会苦情解決要綱に基づき行いますが、その主な概要は次のとおりです。

苦情の受付窓口	万石浦居宅介護支援事業所		
所在地	石巻市流留字沖30番地3		
電話番号	0225-24-3513	F A X	0225-25-3081
担当分野	職種	氏名	連絡先
苦情受付担当者	事務長（涼風園）	佐々木 達 弥	涼風園 電話 0225-24-5861 FAX 0225-24-5862
苦情受付担当者	管理者（所 長）	渡 辺 輝 行	
苦情解決責任者	施設長（涼風園）	湯 田 耕 至	
第三者委員	和仁福祉会評議員	阿 部 春 男	0225-96-1288
第三者委員	和仁福祉会評議員	渡 辺 秀 彦	0225-95-4565

(2) 行政機関の受付窓口

石巻市保健福祉部介護福祉課	
石巻市穀町14番1号	
電話番号	0225-95-1111 FAX 0225-92-5791
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日は除く）
宮城県国民健康保険団体連合会	
仙台市青葉区上杉一丁目2番3号	
電話番号	022-222-7700 FAX 022-222-7260
受付時間	午前9時00分から午後4時00分まで（土・日・祝日は除く）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事 業 者

所 在 地 石巻市山下町一丁目 11 番 22 号
名 称 社会福祉法人和仁福祉会
代 表 者 名 理 事 長 齋 藤 仁 一 印

説 明 者 万石浦居宅介護支援事業所
主任介護支援専門員 渡 辺 輝 行 印

私は、本書面より、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

署名代行者

住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 _____

【重要事項説明書別紙 1】

1. 料 金

居宅介護支援利用料は、厚生労働大臣が定める費用の額が介護サービスの提供開始以降発生します。ただし法定代理受領による当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦厚生労働大臣が定める費用の額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

①居宅介護支援利用料

要介護 1・2	要介護 3・4・5
1,086 単位 (10,860 円)	1,411 単位 (14,110 円)

②加算給付費分

① 初回加算（新規計画作成時）	300 単位 (3,000 円)
② 特定事業所加算Ⅰ	519 単位 (5,190 円)
特定事業所加算Ⅱ	421 単位 (4,210 円)
特定事業所加算Ⅲ	323 単位 (3,230 円)
特定事業所加算 A	114 単位 (1,140 円)
特定事業所医療介護連携加算	125 単位 (1,250 円)
③ 入院時情報連携加算Ⅰ（医療機関への情報提供等）	250 単位 (2,500 円)
入院時情報連携加算Ⅱ（医療機関への情報提供等）	200 単位 (2,000 円)
④ 退院・退所加算Ⅰイ（退院・退所時カンファレンス参加無）	450 単位 (4,500 円)
退院・退所加算Ⅰロ（退院・退所時カンファレンス参加有）	600 単位 (6,000 円)
退院・退所加算Ⅱイ（退院・退所時カンファレンス参加無）	600 単位 (6,000 円)
退院・退所加算Ⅱロ（退院・退所時カンファレンス参加有）	750 単位 (7,500 円)
退院・退所加算Ⅲ（退院・退所時カンファレンス参加有）	900 単位 (9,000 円)
⑤ 通院時情報連携加算	50 単位 (500 円)
⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算（医療機関からの要請）	200 単位 (2,000 円)
⑦ ターミナルケアマネジメント加算	400 単位 (4,000 円)

※上記の加算は、各加算の算定要件に該当した場合に算定されます。

【重要事項説明書別紙 2】

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	26	%
通所介護	55	%
地域密着型通所介護	9	%
福祉用具貸与	61	%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	セントケア宮城(株) 44.4 %	石巻市社会福祉協議会 12.4 %	医療法人社団 健育会 6.7 %
通所介護	和仁福祉会 66.3 %	医療法人社団 仁明会 7.2 %	医療法人 仁泉会 5.6 %
地域密着型通所介護	(株) 夢工房 40.3 %	(株) ケアサポートKK 19.4 %	プリケア株式会社 11.9 %
福祉用具貸与	(株) マルイチ 71.8 %	(株) あさの 7.4 %	(有) 二宮調剤薬局 6.9 %

- ③ 判定期間 (令和 6 年度)

☐前期 (3 月 1 日から 8 月末日)
☒後期 (9 月 1 日から 2 月末日)

個人情報に関する同意書

私及び家族の個人情報を、万石浦居宅介護支援事業所が下記内容の場合に情報を収集または提供することに同意します。

1. 収集又は提供の目的及び内容

- ① サービス担当者会議等におけるサービス事業者等への居宅サービス計画内容の提供。
- ② 適切なサービスが提供できるように、サービス事業者等（医療機関を含む）との情報の収集及び提供。
- ③ 介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合に、直近の居宅サービス計画の実施状況に関する情報の提供。
- ④ 他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合に、直近の居宅サービス計画並びに実施状況に関する情報の提供。
- ⑤ 国民健康保険連合会からの介護保険事務に関する照会への回答。
- ⑥ 行政関係機関からの監査等における情報の提供。
- ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

なお、上記以外において、情報の提供及び収集の必要が生じた場合は、事前に本人並びに家族へ説明し同意を得ます。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、上記に関わる目的以外には決して使用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や、相手方について経過を記録し、請求があれば開示すること。

令和 年 月 日

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(利用者家族)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(署名代行者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____